

____年度 固定資産税の課税特例適用申請書

年 月 日

(宛先) 津南町長

下記の償却資産について、固定資産税の課税標準の特例に
該当するので、特例の適用を申請します。

住所・所在地
氏名・名称 (印)
個人・法人番号

適用条項	資産の名称	数量	取得 年月		取得価格（円）	耐用 年数	特例率	備考
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号								
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号								
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号								
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号								
法第 349 条の 3 第 項 法附則第 15 条第 項 号								

※適用条項については裏面を参照してください。
※上記の資産が特例の対象であることを証明する書類を添付してください。(例) 許可書や届出書の写し、仕様書など

	条 項	内 容	取得期間	特例率	適用期限
1	地方税法第 349 条の 3 第 27 項	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
2	地方税法第 349 条の 3 第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
3	地方税法第 349 条の 3 第 29 項	事業所内保育事業（利用定員が 1 人以上 5 人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産	平成 29 年 4 月 1 日～	1/2	無
4	法附則第 15 条第 2 項第 1 号	公害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）	令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日	1/3	無
5	法附則第 15 条第 24 項第 1 号イ	太陽光発電設備【償却資産】 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で、総務省令で定めるもの	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	2/3	3 年度分
6	法附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ	水力発電設備【償却資産】 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（特定水力発電設備）で総務省令で定める規模未満（5000kw 未満）のもの	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	2/3	3 年度分
7	法附則第 15 条第 24 項第 3 号イ	風力発電設備【償却資産】 （1）港湾法の規定による許可を受けて設置された設備 （2）地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した設備 （3）農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく認定設備整備計画に従って取得した設備	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	3/4	3 年度分
8	法附則第 15 条第 24 項第 4 号	水力発電設備【償却資産】 特定水力発電設備で総務省令で定める規模未満（5000kw 以上）のもの	令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日	11/12	3 年度分
9	法附則第 15 条第 42 項	中小企業等経営強化法に係る町から認定を受けた先端設備等導入計画により取得した償却資産	賃上げ表明 1.5%/年 以上	1/2	3 年度分
			賃上げ表明 3%/年 以上	1/4	5 年度分